

# 社会福祉法人マーシ園 リスクマネジメント規程

平成20年11月1日制定

## (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人 マーシ園(以下「法人」という。)定款で規定する各事業の、運営規程に定める「苦情解決」及び「虐待防止のための措置に関する事項」、並びに安全管理や事故防止に対する取組み及び事故発生時の対応の基本を定める。

## (対象範囲)

第2条 この規程では、法人が行う法人事業で利用者に福祉サービスを提供する過程で施設内外において発生する苦情、虐待、事故及び事故に至らないヒヤリ・ハットする事態(以下「事故等」という。)並びにこれらを予防する取組み及び安全対策(以下「事故等防止」という。)を対象範囲にする。

## (実施内容)

第3条 法人は、前条の目的を達成するため、次の取組みを行う。

- (1) リスクマネジメントの推進方策の検討
- (2) リスクマネジメントに関する取組みの広報・周知
- (3) 事故が発生した場合の対応策の検討、実施及びその後の検証
- (4) リスクマネジメントに関わる取組みを検討・推進するための体制整備

## (リスクマネジメント委員会)

第4条 法人に次の各号に掲げる者をもって構成するリスクマネジメント委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- (1) 施設長、事務長及びサービス管理責任者
- (2) 部門の責任者及び看護師・栄養士などの担当者
- (3) その他、施設長が必要と認める職員

2 委員会は第4条、第5条、第6条の取組みを集約し、次の各号に関する協議、調査等の活動を

- (1) 苦情解決、虐待防止及び事故(以下「事故」という。)防止に対する取組み、検討方策に関すること。
- (2) 事故の分析及び再発防止策の検討に関すること。
- (3) 事故防止のために行う職員に対する指示に関すること。
- (4) 事故防止のための啓発、教育、広報等に関すること。

3 リスクマネジメント委員会は、概ね隔月に開催する。ただし、必要に応じ、臨時に委員会を開催するものとする。

## (苦情解決・虐待防止)

第5条 苦情解決及び虐待防止に適切に対応するため、必要な処置を講じる。

- (1) 苦情解決・虐待防止責任者及び苦情解決・虐待防止受付担当者を選任する。
- (2) 苦情解決・虐待防止のための第三者委員を委嘱する

2 前項各号のほか苦情解決及び虐待防止に適切に対応するため必要な処置は、理事長が別に定める。

## (事故防止及び事故発生時の対応)

第6条 事故防止及び事故発生時に適切に対応するため、必要な処置を講じる。

- (1) 事故を防止し、事故の予防活動を展開するために、事故防止委員会を各施設に組織する
- (2) ヒヤリ・ハット体験報告を励行するために、啓蒙活動をする
- (3) 事故防止し、事故発生時に迅速に対応するためマニュアルを整備する。

2 前項各号のほか、事故防止及び事故発生時に適切に対応するため必要な処置は、理事長が別に定める。

## (感染症対策)

第7条 感染症予防及び感染症発生時に適切に対応するため、必要な処置を講じる。

- (1) 日常生活の中で感染症予防する習慣を啓蒙し、発生時に感染拡大を最小限にするために、不断の努力を怠ってはならない。
  - (2) 感染症の疾患別に防止マニュアルを整備する。
- 2 前項各号のほか感染症予防及び感染症発生時に適切に対応するため必要な処置は、理事長が別に定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成 20 年11 月 1 日から施行する。